

## 新たな国立公文書館建設に関する基本計画（案）

### 1. 経緯・背景

我が国の国立公文書館の現状は、諸外国に比べると、施設や機能において著しく見劣りし、その役割を十分に果たしていないとの指摘があり、「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」において、国民の利用しやすい国会周辺に新たな国立公文書館を早期に建設すべきとの機運が盛り上がった。

こうした動向及び既存の施設における書庫が近年中に満架となる見込みであることを踏まえ、内閣府において、「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」（平成 26 年 5 月 13 日内閣府特命担当大臣決定）を開催し、新たな国立公文書館の機能・施設の在り方等について調査検討を行い、平成 28 年 3 月に「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想」を、平成 29 年 3 月に「新たな国立公文書館の施設等に関する調査検討報告書」を取りまとめた。

立法府においては、平成 27 年 4 月に設置された衆議院議院運営委員会新たな国立公文書館に関する小委員会（以下「小委員会」という。）における検討を踏まえ、平成 29 年 4 月に、衆議院議院運営委員会において、憲政記念館敷地を含む国会前庭の使用を認める旨の決定がなされるとともに、政府に対し、既存施設である現北の丸本館及びつくば分館と役割分担を図る具体的・現実的な新たな施設建設の基本計画の検討を進めることを求めることとされた。さらに同年 12 月の小委員会において、内閣府が作成した基本計画の原案について概ね妥当なものと認められるとともに、同原案に沿って、平成 29 年度中を目途に基本計画を策定することとされた。

本基本計画は、こうした経緯を踏まえ、国会前庭に新たな国立公文書館及び憲政記念館を整備するに当たり、施設の整備方針等の基本的な事項を明らかにし、設計等の今後の施設整備のプロセスに反映させることを目的として策定するものである。

### 2. 建物の概要

#### （1）場所等

新たな国立公文書館は、平成 29 年 4 月 13 日の小委員会、翌 14 日の衆議院議院運営委員会における議決に基づき、憲政記念館敷地を含む国会前庭に設置する。建設に当たっては、敷地の北側に国立公文書館を、南側に憲政記念館を配置することを基本とする。

## （２）建物面積等

施設全体の面積（駐車場を含む。）は約 42,000 ㎡を目途とし、国立公文書館及び憲政記念館について、それぞれ別紙の主な諸室の面積を目安とする。

規模については、地上 3 階地下 4 階程度とする。（※現時点での想定であり、今後、関係行政機関等との協議、詳細検討により変更となる可能性がある。）

## （３）工費・工期

本基本計画の策定時点では、新たな国立公文書館及び憲政記念館に係る工事費の合計額は、480 億円程度（什器等諸費用を除く。）を見込み、工期については設計を含め約 8 年半を見込むが、可能な限りの合理化を図ることとする。（※現時点の試算であり、工費・工期については、今後の物価変動、詳細検討により変動する可能性がある。）

## （４）設計に当たっての基本的な考え方

新たな国立公文書館の建設に当たっては、世界に誇れる国民本位の施設の実現を目指すこととする。

国の三権が集中し、多くの国民にとって利用しやすい国会前庭への立地であることを踏まえ、民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源である公文書の重要性を象徴するような空間づくりを行い、「国のかたちや国家の記憶を伝える場」にふさわしく、我が国の歴史と伝統を踏まえた品格ある外観とする。また、様々な世代の人々に利用される歴史公文書等の保存・利用の取組推進の拠点としての利便性に配慮する。

新たな国立公文書館建設に伴い、建替えが必要となる憲政記念館については、現状の利便性を維持した上で、現在の建物が有する歴史的価値を尊重し、そのビルディングエレメントや単位空間の活用や再築を検討する。

前述した立地特性を踏まえ、周辺の景観との調和に十分配慮するとともに、国立公文書館と憲政記念館はそれぞれ異なる歴史と役割を有すること、立法府と行政府の独立性が尊重されるべきことに鑑み、設計に当たっては、それぞれの特徴を踏まえた機能配置等とする。とりわけ外観については両館の独自性が充分表現されるよう配慮する。

その上で、両館が一緒に建設されるメリットを活かし、共同使用が可能な部分については機能的な調整を図り、全体として合理的な施設とするほか、両館の展示スペースを可能な限り近接させる、来館者属性に応じた動線計画とするなど来館者の利便性向上を図る工夫を行うこととする。

### 3. 機能と諸室

#### (1) 新たな国立公文書館

##### ① 目的

既存の施設に加え、多くの国民が利用しやすい国会前庭に新たな国立公文書館を建設するに当たっては、国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ「場」としての機能を果たすこと及び民主主義の根幹を支える知的資源である歴史公文書等の保存・利用等に係る取組推進の拠点としての役割を果たすことを主な目的とする。

また、デジタル化の進展等、時代の変化による国立公文書館に求められる役割の変化に柔軟に対応できるような施設とするとともに、国立公文書館の在り方について不断の見直しを行うこととする。

##### ② 基本的な機能

###### ア 展示・学習

国立公文書館を訪れる様々な世代の人々が国のかたちや国家の記憶に接し、理解を深めることができるよう、極めて幅広い年代の所蔵資料を中心とした展示を実施する。具体的には、日本国憲法等の象徴的な文書等の展示（シンボル展示）、我が国のあゆみや公文書管理の意義を伝える展示（常設展示）を行うとともに、幅広い層が繰り返し訪れる機会として、年に数回程度、多様な切り口から我が国の歴史・文化等を伝える展示（企画展示）を行う。

新たな国立公文書館が建設されるまでの間に、展示の在り方について具体的な検討を進めることとし、例えば、シンボル展示及び常設展示については、エリア別の展示テーマ及びそれに関連する所蔵資料の選定並びに音声・映像等の多様な資料の活用や先端技術を活用した展示手法の導入等、企画展示については、他館からの借用資料を用いた展示も可能としつつ、異なるテーマの展示が複数年に渡り継続的に開催できるよう運営面の配慮も踏まえた展示の在り方について検討を行う。

また、幅広い層が国立公文書館の果たす役割について理解を深めることができる見学・体験ツアーや、主に大人数を対象とする公文書管理に関する研修を実施する。

さらに、文書を残すことの意味、保存・修復等の作業を実際に体験できるような学習プログラムの開発を進め、小中高生、大学生・大学

院生、シニア層等幅広い層を対象とした多彩なプログラムの提供を行う。

## イ 調査研究支援

国立公文書館を訪れる人々が、幅広いニーズに合わせて、国立公文書館の所蔵する公文書等を利活用できるよう、閲覧等の調査研究を支援する。利活用に当たっては、膨大な公文書等の中から必要とするものを的確に探し当てられるよう、専門職員による相談窓口や検索システムを提供する。

## ウ 保存

歴史資料として重要な公文書その他の文書（歴史公文書等）を永久に保存することは、国立公文書館の中核機能の一つである。以下の④に示す機能分担に従い、国民の利用しやすい立地において特に所蔵すべき文書等を適切な環境の下で保存するとともに、破損が生じた文書等について修復を行う。

様々な媒体の保存・修復技術、文書のデジタル化に係る調査研究の実施、災害時の復旧・修復支援に備えた国内外の研修生の受入れ等により、我が国における歴史資料の保存・修復の先端的な調査研究を行うセンター的機能を担う。

## エ デジタル化

国立公文書館が所蔵する公文書等を、来館者に限らず幅広い人々が使いやすい形で利用できるよう、デジタルアーカイブを積極的に推進する。デジタルアーカイブに係る企画検討や調査研究の体制充実を図るとともに、国内外の取組も参考にしつつ、戦略的な取組を進め、多様な媒体への対応及び作業の効率化並びにデジタルアーカイブを用いた一層の利用の促進を図る。

## オ 交流

我が国における歴史公文書等の保存・利用等に係る取組推進の拠点として、地方の公文書館等や関係団体との情報ネットワークを強化するとともに、海外の公文書館及び近隣の文化施設との連携強化を図る。

修学旅行生等、多様な分野、世代の人々を受け入れる施設として、居心地の良い空間を提供するとともに、来館者へのサポート体制を整備する。

### ③ 主要諸室

#### ア 展示・学習関連

##### ○展示室

- ・我が国のあゆみをたどる上での象徴的な文書等の原本の展示を基本としつつ、必要に応じて入替えを行うことを想定し、書庫に近い保存環境の実現等、文書の劣化を最小限に留められる配慮を行う。
- ・展示内容に応じた効果的な表現を行うため、文書のみならず、写真や映像、音声等の多様な資料を駆使し、先端技術を活用した体験型の展示等を実現できるよう、フレキシブルな空間とする。
- ・他機関からの借用資料等、重要文化財を含む貴重な資料の展示を可能とする条件を備えた展示・保管環境を整備する。
- ・シンボル展示スペース、常設展示室、企画展示室の各展示室と併せて、展示準備室、借用資料保管庫を設ける。

##### ○体験支援室

- ・見学ツアー参加者のためのガイダンススペース・修復等体験の実施スペース等、様々なニーズに対応できる体験支援室を設ける。

#### イ 調査研究支援関連

##### ○閲覧室

- ・来訪者が特定歴史公文書等の閲覧等を行うスペースを設けるとともに、閲覧のためのレファレンスサービス、写しの作成、資料の一時保管を行うためのスペースを設ける。
- ・出納システム・動線の合理化やセキュリティシステムの導入等により、快適性、利便性及び効率性の高い空間とする。

##### ○参考資料室

- ・我が国の歴史・文化についてより深い理解が得られるよう、特定歴史公文書等以外の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料についても保管し、閲覧に供するためのスペースを設ける。

##### ○職員用の調査研究室

- ・国立公文書館に所属する公文書管理の専門職員等が、調査研究や展示企画、利用審査等を行うスペースを確保する。

#### ウ 保存

##### ○書庫

- ・特定歴史公文書等を保存する専用保存庫として一般書庫のほか、重要文化財等を保存する特別管理書庫、フィルム等各種媒体に合わせた各種保存庫を設ける。

- ・ 行政機関から移管される前の段階にある現用の行政文書を保存する中間書庫を設ける。
- ・ 媒体に応じた温湿度管理や壁材・床材等の選択等を通じ、適切な保存環境を確保するとともに、導入・維持費用等の観点も踏まえ、所蔵文書に合わせた効率的な書架形式（固定書架、集密書架、自動書庫）及び所蔵文書管理システムや環境モニタリングシステム等、より効率的かつ適切な文書の管理に向けた I C T の活用を今後検討する。

#### ○修復作業室

- ・ 大型図面の修復、水を大量に使用する作業、脱酸処理等、修復の作業内容に応じた専用スペース及び機材を設置する修復作業室を設け、事務スペースと分離された十分なスペースを確保する。

### エ デジタル化

#### ○複製物作成室

- ・ 公文書等のデジタル化を行うための各種工程を実施するスペースを設ける。併せて、作業準備室、貴重資料や大型資料等のデジタル化を行う撮影スタジオ、一時的な資料保管のための保管庫を設ける。

### オ 交流

#### ○エントランス

- ・ 施設の顔とも言えるエントランスは、様々な世代、幅広い層の来館を想定した開放的なエントランススペースとする。ホワイエ的な機能を持たせ、国立公文書館の P R スペースとしての利用も想定する。この際、憲政記念館の来館者への利便性も考慮する。

#### ○来館者用スペース

- ・ 来館者の利便性向上を図るため、各機能に応じた休憩・軽飲食スペース、待合室、荷物用ロッカー、多目的トイレ等を設ける。この際、憲政記念館の来館者への利便性も考慮する。

### カ その他

#### ○諸室の配置

- ・ 特定歴史公文書等やそれ以外の資料と人（利用者、見学者、職員等）、それぞれの動線、機能間の連関を考慮し、分かりやすく効率的な配置とする。
- ・ 一般利用者を受け入れる展示・学習機能、調査研究支援機能に関連する諸室については、利用者がエントランスからシンプルな動線で円滑に移動できるよう配慮して配置する。

- ・職員の労働環境への配慮の観点から、職員が年間を通じて常駐し、事務作業を行う諸室（事務室等）については、出来るだけ採光がとれるよう配慮する。
- ・文書の適切な保存環境確保の観点から、書庫等の保存機能に関連する諸室については、地下への配置を基本とする。

#### ④ 北の丸本館・つくば分館との機能分担

##### ア 3館の機能分担

既存の2館（現北の丸本館、つくば分館）に加え、新たな国立公文書館を建設するに当たって、3館がそれぞれ担うべき機能について以下のとおり整理する。また、施設の分散によって効率性を損なうことがないように、3館の間で有機的な連携を図るものとする。

- ・新たな国立公文書館：我が国における歴史公文書等の保存・利用等に係る取組推進の拠点として、基幹的業務を担い、3館の連携の中で中心的な役割を果たす。多くの国民が利用する展示・閲覧を中心とした総合的施設として、上記②に掲げた機能を有するものとする。
- ・（現）北の丸本館：国内外の行政官や専門家向けの研修等を実施する学習拠点と研究者向け書庫として、学習・調査研究支援・保存の各機能を有するものとする。
- ・（現）つくば分館：受入れ機能を集約するなど保存機能（書庫等）に特化するものとする。

なお、北の丸本館・つくば分館については、新たな国立公文書館の運用開始までの書庫確保、機能分担の観点を踏まえ、速やかに諸室の書庫化等の機能転換のための改修を行うとともに、長寿命化を図る観点から計画的な修繕・改修等を推進することとする。

##### イ 3館の書庫にかかる機能分担

書庫（保存機能）は国立公文書館の中核機能であり、3館全てが有する機能となるが、利用者の利便性を踏まえ、書庫にかかる役割分担については以下のとおり整理する。なお、特に所蔵資料の管理において、施設の分散によって効率性を損なうことがないように、機能的かつ効率的な所蔵資料の管理、移送、利用等の検討に努める。

- ・新たな国立公文書館：多くの人々が来館しやすい立地を踏まえ、展示等に用いられる国の在り方を知るための文書の原本や、一般国民の閲覧利用頻度が高い文書（例：重要文化財、公文雑纂、内閣公文）のほか、中央官庁からの利便性も高いことから、近年移管された文書など、移管元行政機関による利用頻度が高い文書等を収蔵する。

- ・(現) 北の丸本館：新たな国立公文書館に次いで来館しやすく、また新たな国立公文書館建設前時点において中心拠点として研究者等に利用されてきたことを踏まえ、大学等、研究者による利用頻度が高い文書等（例：内閣文庫の和書・漢籍）を収蔵する。
- ・(現) つくば分館：都心部から離れた立地のため多くの人々にとって来館しやすいとは言えないものの、保存機能（書庫）の一部を有することを踏まえ、デジタル化された文書の原本等、利用頻度が低い文書や、一般の利用に供することが困難な文書（①原本の汚損または破損のおそれがある文書、②時の経過を経てもなお、利用制限情報を多く含む文書（例：裁判文書、恩給原簿））等を収蔵する。

### ウ 北の丸本館についての留意事項

現北の丸本館については、北の丸公園内に設置された経緯等も踏まえ、新たな国立公文書館建設後も引き続き使用することとするが、1971年に建設された建物であり、経年による建物の老朽化への対応を随時検討する。また、文書の保存等の諸機能を十分かつ継続的に果たせるよう、長期的な観点から、施設の在り方について検討を進める。

## (2) 憲政記念館

### ① 目的

憲政記念館は、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として、憲政の功労者である尾崎行雄を記念して昭和 35 年に建設された尾崎記念会館を拡大して昭和 47 年に開館し、爾来、国会の組織や運営等を資料や映像によって分かりやすく紹介するとともに、憲政史や憲政功労者に関係のある資料を収集して常時展示するほか、企画展や特別展等を開催している。同時に、衆参両院議員に対する講堂・会議室の提供及び国会前庭・国会参観バス駐車場の管理運営を行っている。

今般の新たな国立公文書館建設に伴う憲政記念館の建替えに当たっては、こうした役割を果たしている現状の憲政記念館の機能を維持するとともに、時代の要請に柔軟に対応できる建築物とする。

### ② 基本的な機能

#### ア 展示・学習

憲政記念館の来館者の多くを占める小・中学生はもとより、幅広い世代を対象として、議会制民主主義について理解を深めるための展示等を行う。憲政史や憲政功労者に関する収蔵資料等による多様な分野を展示し、常設展示のほか、期間を定め、テーマに沿って関係資料を



紹介する特別展、企画展等を開催する。

#### イ 集会（講堂・議員用会議室）

講堂・会議室は、衆参両院議員のみならず、皇族の方や三権の長が出席するものも含め、年間を通じて多数の講演・会合等が開催されており、新たな憲政記念館においても、同機能を維持する。また、講演・会合等の際は多人数が短時間に集中して移動するため、利用者の利便性、安全性に配慮した動線とする。

#### ウ 調査研究支援

来館者に向けた展示内容のレクチャーや学習支援を図る。また、所蔵図書を集約して保管し、来館者の利活用に資するため、図書及び収蔵資料の閲覧等が可能な調査研究支援機能を設ける。

#### エ 収蔵・保存

収蔵資料については、重要文化財等の貴重な資料や貴重文書、衆議院事務局文書取扱規程により憲政記念館で保存することが適当とされた文書等、その形態等に応じた適切な保存環境を整える。また、資料の長期保管に向けた修復や複製物作成、撮影等の作業を行う機能及び燻蒸機能を設ける。

#### オ 交流

従前のおり、国会周辺を訪れる人々を幅広く受け入れるビジターセンター的機能を持たせるとともに、我が国における議会政治を表象する記念的空間を持たせる。また、地方の博物館や関係団体、近隣の文化施設等とも連携を図る。

### ③ 主要諸室

#### ア 展示・学習関連

##### ○展示室

- ・現在と同様、尾崎メモリアルホールで展示する尾崎行雄の遺墨・遺品等を含め、国会の仕組や憲政史に関する多様な収蔵資料を用いて効果的な展示空間を構成するために、必要な諸機能を備えた展示室を設ける。常設展示に加え、企画展及び特別展を行うため、必要な資料の入替えを可能とする。
- ・収蔵資料等、重要文化財を含む貴重な資料を展示するため、文化財公開施設の計画に関する指針等を踏まえた展示・保存環境を整える。
- ・展示室来館者の動線は、講堂・会議室利用者と区別されるよう配慮する。

### ○議場等体験コーナー

- ・議場の演壇や議席、氏名標に直接触れることができる「議場体験コーナー」は、国会を身近に実体験できるものとして幅広い年齢層に人気があり、憲政記念館での体験学習の意義が認められるところから、新たな憲政記念館においてもこれまでと同様に体験型展示として設け、議席等を拡充させる。
- ・衆議院第一委員室は、予算委員会や党首討論のテレビ中継等で国民によく知られているシンボリックな場所であるため、新たな体験型展示として「第一委員室体験コーナー」を設置する。

## イ 集会（講堂・議員用会議室）

### ○講堂

- ・現在の講堂（496 席）・会議室機能を維持するため、同規模の人員を収容できる講堂を設置し、その近傍に講堂前ホール・クローク、講堂控室、給湯設備等の準備室を含めた付属室及び備品倉庫を配置する。これらの配置に当たっては、展示室来館者とは動線が区別されるよう配慮する。
- ・国立公文書館が使用する際の来館者への利便性も考慮する。

### ○議員用会議室

- ・議員用会議室は、現在の会議室（152 席、最大 200 人）と同規模の人員を収容し、同程度のものを維持できるものとする。
- ・講堂と会議室は、セットで利用されることも多々あることから、原則として同一フロアに配置する。また、会議室からの景観に配慮した上で、展示室来館者とは動線を区別する。

## ウ 調査研究支援関連

### ○多目的学習室

- ・来館者が、展示内容等に関するレクチャーや学習、集会場所等にも利用できる、可動式間仕切りによるフレキシブルな空間を設ける。

### ○図書室・閲覧室

- ・現在、館内各所において保管されている図書を集約して保管し、一般の閲覧に供するための図書室を設ける。
- ・憲政記念館における調査業務及び申請のあった外部研究機関等の資料調査等に供するための閲覧室を設ける。

## エ 収蔵・保存

### ○収蔵庫・保管庫・書庫

- ・近年の資料収集、寄贈等の実績に鑑み、重要文化財等を含め収蔵資料のための収蔵庫を 2 室設け、近傍に保管庫を置く。それぞれ資料

の形態等により分別して収蔵できるようにする。また、資料保管に適切な施設整備をはじめ文化財公開施設の計画に関する指針等を踏まえた収蔵・保存環境を整える。

- ・収蔵する貴重図書・貴重文書及び衆議院事務局文書取扱規程により憲政記念館で保存することが適当とされた文書を保管するための書庫を設ける。
- ・その他、資料保護及び作業動線に十分配慮した荷おろし場、一時保管室、荷解き室、燻蒸室等を設ける。

## オ 交流

### ○食堂

- ・展示室来館者のほか、講堂・会議室利用者、国会前庭利用者、職員等、国会周辺を訪れる多くの人々が利用しやすい位置に設ける。この際、国立公文書館の来館者への利便性も考慮する。

### ○エントランス

- ・憲政記念館の展示室は土日・祝祭日も開館日であることや、憲政記念館の講堂・会議室の利用では、国会議員等の乗用車による来館が短時間に集中することを考慮し、エントランスは展示室来館者と講堂・会議室利用者を区分して設けることとし、車寄せ及び駐車スペースを設置した上で、出入り口から講堂・会議室までの動線を確保する。エントランススペースには荷物用ロッカーや待合スペースを設ける。この際、国立公文書館の来館者への利便性も考慮する。
- ・現憲政記念館の正面玄関には、尾崎行雄の銅像と池と建物が一体となり、憲政記念館の記念的空間として設計されていることを踏まえ、新たな憲政記念館においても、この意図を踏襲し、記念的空間の意味を持たせるスペースとする。

### ○団体休憩所

- ・国会周辺を訪れる多くの人々が利用するため、現状と同程度の休憩所を設ける。

## ④ 工事期間中の仮施設

### ア 場所

工事期間中の憲政記念館の仮施設は、国会参観バス駐車場の北側、国立国会図書館の東側にある国有地（千代田区永田町 1 丁目 8-1 他約 2,000 m<sup>2</sup>）に設置する。

### イ 規模

総建物面積は約 3,200 m<sup>2</sup>、規模は地上 3 階を目途とし、当該敷地

の都市計画上の要件等を踏まえたものとする。

#### ウ 期間

遅くとも 2021 年度当初から工事に着手し、新たな国立公文書館完成時までの使用を想定する。

#### エ 機能と主要諸室

建替え期間中も現在の憲政記念館の主な機能を維持する。講堂は設けないが、会議室については、現在と同程度の面積でフレキシブルな空間利用も可能な配置とする。また、展示室・収蔵庫及び執務室等を設け、その運営に支障がないものとするとともに、来館者の安全・円滑な動線を検討する。

### 4. 留意事項

建設地が、霞が関地区に位置することを踏まえ、「東京都市計画一団地の官公庁施設（霞が関一団地の官公庁施設）」（昭和 33 年建設省告示第 2254 号）及び「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」（平成 20 年 6 月 20 日社会資本整備審議会答申）等との整合を図るとともに、以下の事項について留意する。

#### ① 現憲政記念館の取扱い

現憲政記念館については全て取り壊すが、現在の建物が歴史と伝統を有したものであることを踏まえ、一部部材の活用やイメージの踏襲等を検討する。

#### ② 都市計画上の配慮

建設地である国会前庭が都市計画法上の風致公園であることを踏まえ、新たな国立公文書館及び憲政記念館は、公園施設と同種のもので、都市計画の目的と整合が図られるよう整備を行う。

風致の享受の用に供することを目的とし、既存の記念樹、寄贈樹木（ハナミズキ、ベニカエデ、カシワ、シラカシなど）等の可能な限りの保全等により、周辺との連続性を持った緑地の形成を図る。

また、時計塔、噴水池、水準原点同附属物等の工作物は保存するなど、既存の公園的利用への影響を最小限となるよう努める。

#### ③ 良好な景観形成

魅力ある良好な都市景観を維持するため、建物の形態、意匠及び広告物等については議事堂から皇居、丸の内方面の展望を考慮すると共に国立国会図書館並びに皇居との調和を図るよう配慮する。

特に皇居に面する斜面の修景については、皇居の緑や水辺と調和した眺望景観を保全する。

景観形成に当たっては、東京都景観条例等関係規定等との整合を図る。

#### ④ 収蔵物に適した保存環境の確保、環境や安全性への配慮

建築構造・設備・材料等は最善の選択をし、多様な媒体に応じた温湿度管理、結露の発生等による収蔵物への悪影響（カビや虫の発生等）を防ぐための建物全体の断熱性の確保や施設内の隣接する空間における温湿度差の低減、外部環境及び衛生・空調配管等からの遮断等を通じ、所蔵・保管する文書等に適した保存環境を確保する。

また、書庫等の消火設備、文書の害虫処理設備等については、環境や人体への影響に十分に配慮する。

#### ⑤ 訪れる人々にとって快適・安全な空間の提供

新たな施設の建設を契機とする利用者の増加や層の広がりやニーズの多様化に対応できる施設・設備、多言語対応のサービス提供、ユニバーサルデザインの導入、情報通信環境の整備、開放的で居心地の良い空間づくり等により、我が国の歴史や文化の新たな発信・交流拠点として、幅広く多くの人々が訪れ、自らのニーズに合った利用環境の中で、快適、安全に過ごすことができるような施設とする。

#### ⑥ 災害、セキュリティ等への十分な備え

所蔵・保管物の万全な管理、利用者等の安全の確保等の観点から、耐震対策や施設の用途に応じた適切な方式の消火設備の整備等による災害発生への備え、一般利用者の立入区画の明確化やセキュリティシステム（例：セキュリティチェック、入退室管理のシステム）の導入等によるセキュリティ管理に万全を尽くした施設とする。また、災害発生時には施設を部分的に活用し、帰宅困難者の一時的な待機スペースとする等求められる役割にも配慮することが必要である。

#### ⑦ ライフサイクルコストの低減

省エネルギー化、高耐久性の確保等により、設計・建設段階のみならず、その後の維持管理や運営、修繕等も含め、容易かつ経済的に管理できる施設となるよう配慮し、効率的な運営に資する設計とする。

⑧ 全体動線及び駐車場

国会等への来訪者も来訪しやすいよう、周辺施設との位置関係を踏まえた動線配置を行う。駐車場については、東京都駐車場条例に基づく法定駐車台数を確保するとともに、周辺道路の更なる交通渋滞を招かないよう団体来館者用大型バスの駐車スペースの設置を検討する。

5. 今後の進め方

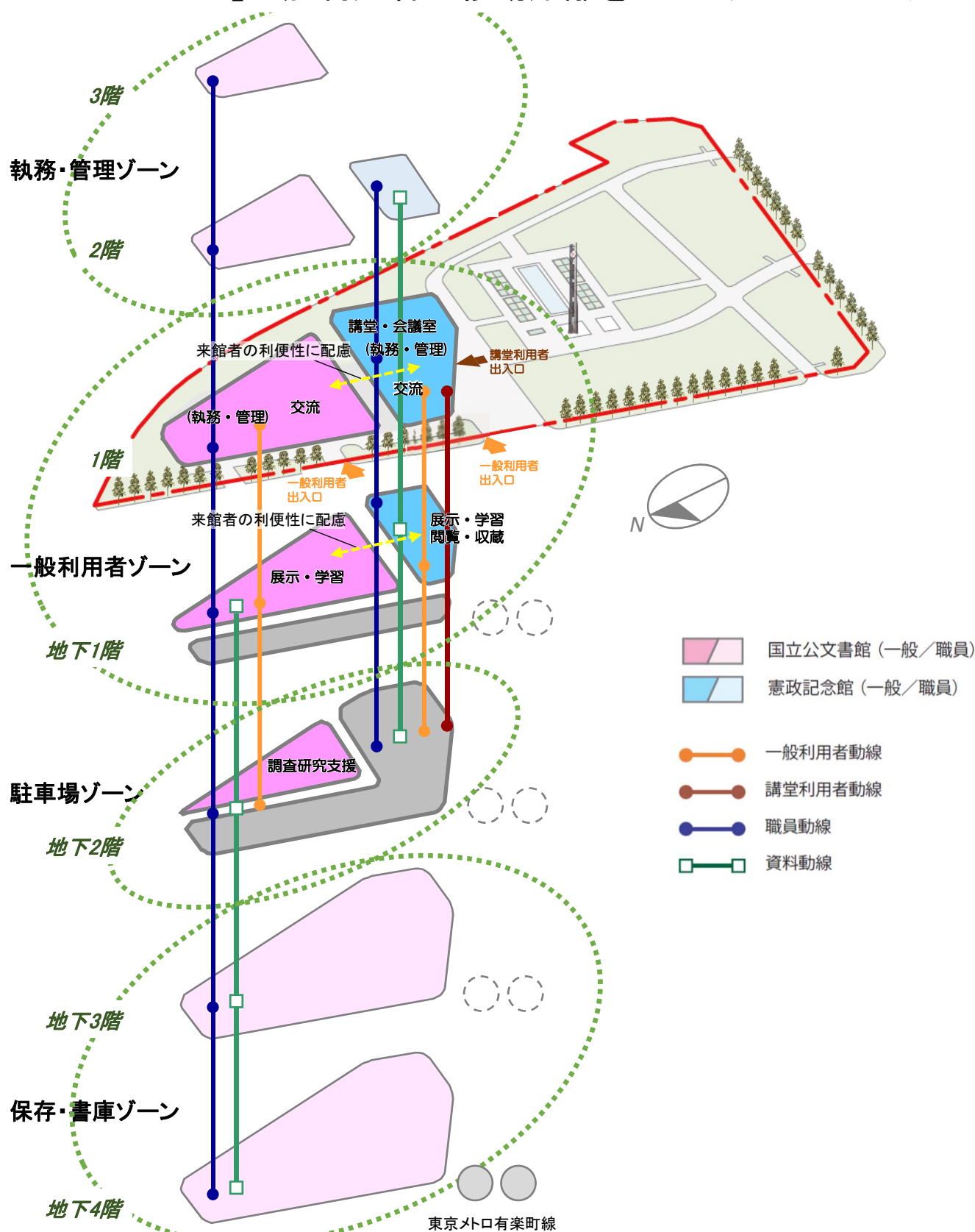
本基本計画を踏まえ、2018（平成 30）年度より基本設計・実施設計を実施し、2021 年度より建設工事に入り、2026 年度中の施設完成、開館を目指す。

（別紙）

- ・ 階層構成・動線計画のイメージ
- ・ 主な諸室の面積等一覧

# 階層構成・動線計画のイメージ

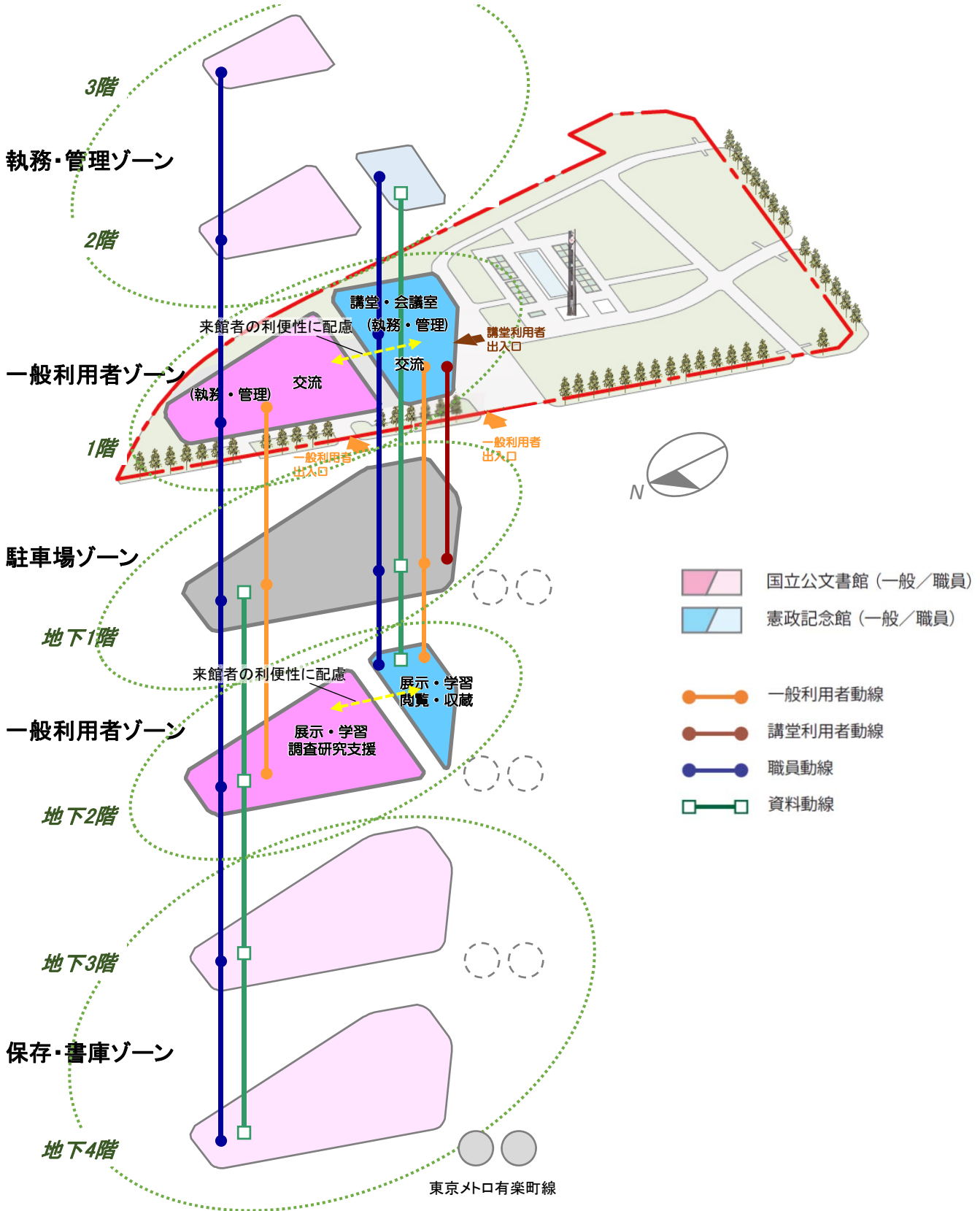
【一般利用者の移動距離をコンパクトにしたパターン】



※ 本図は概略イメージ図であり、各ゾーンの大きさ・形状の表現は必ずしも建物面積等と整合が図られたものではない。また、「階層構成」・「動線計画」は現時点での想定であり、今後設計の進捗に応じて詳細を検討する。

# 階層構成・動線計画のイメージ

【駐車スペース及び車路を効率的に確保したパターン】



※ 本図は概略イメージ図であり、各ゾーンの大きさ・形状の表現は必ずしも建物面積等と整合が図られたものではない。また、「階層構成」・「動線計画」は現時点での想定であり、今後設計の進捗に応じて詳細を検討する。



## 主な諸室の面積等一覧

機能名	国立公文書館 (㎡)	憲政記念館 (㎡)
展示・学習	約2,400	約1,300
調査研究支援	約1,500	約400
集会		約1,000
保存	約10,000	約900
修復	約600	
デジタルアーカイブ	約600	
交流	約700	約600
執務・管理	約5,400	約800
その他(廊下等)	約10,000	
合計	約36,000	

※共同使用を想定している約2,250㎡のうち、「講堂」(集会機能)及び「レストラン・食堂」(交流機能)は憲政記念館に、「来館者用スペース」(交流機能)及び「設備諸室」(執務・管理機能)は国立公文書館にそれぞれ計上。

※「その他(廊下等)」は各機能合計のそれぞれ40%程度を見込むが、今後の設計により大きく影響が出ることから、現時点では全体面積のみ記入。

※機能毎の面積は現時点での想定であり、今後の詳細検討等により変更となる可能性がある。

※上記面積のほか、駐車場として約6,600㎡を想定しており、施設全体の面積は端数を処理すると、約42,000㎡程度となる。